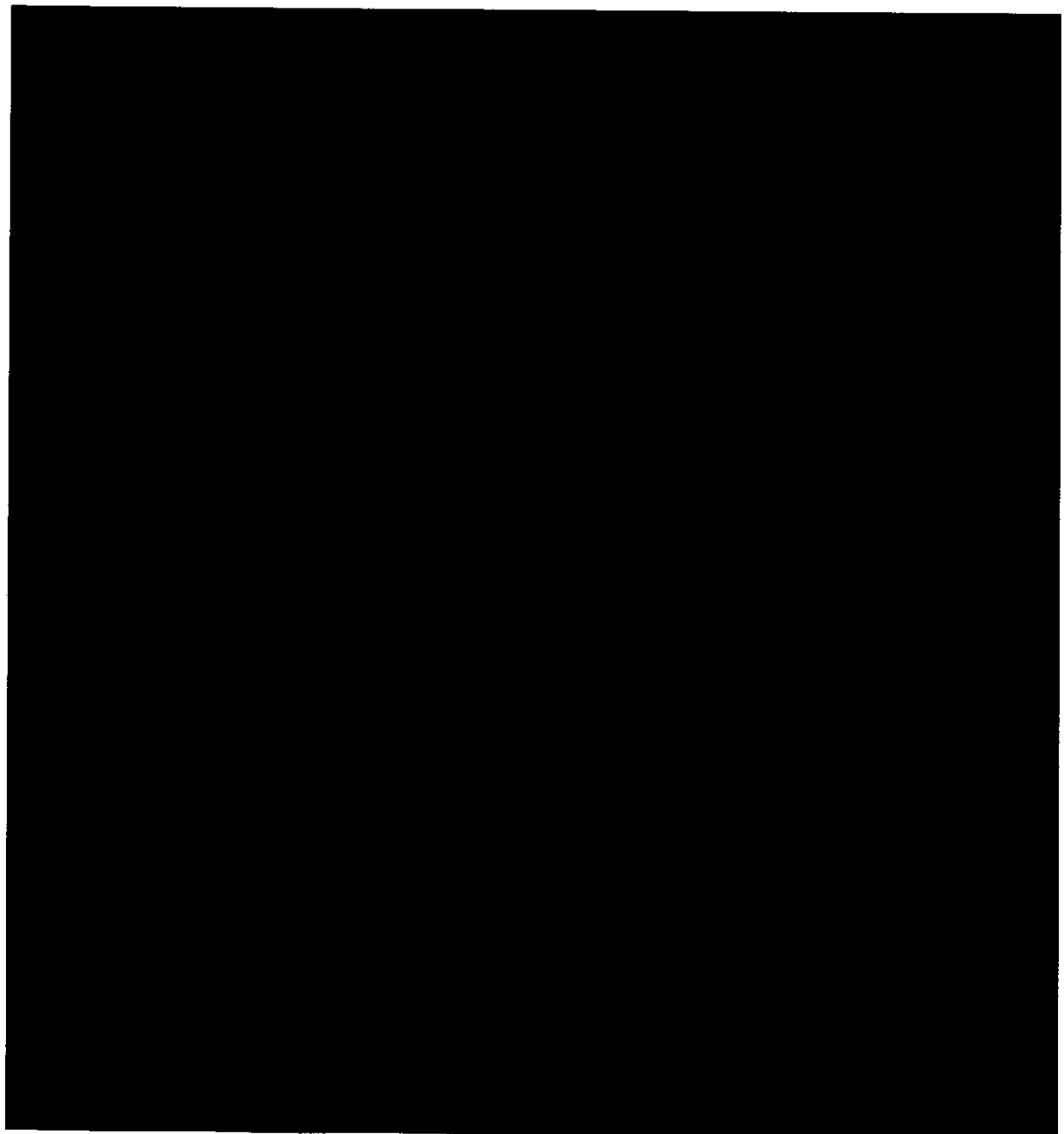


特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく  
適性評価調査票（イメージ）

〇 〇 省



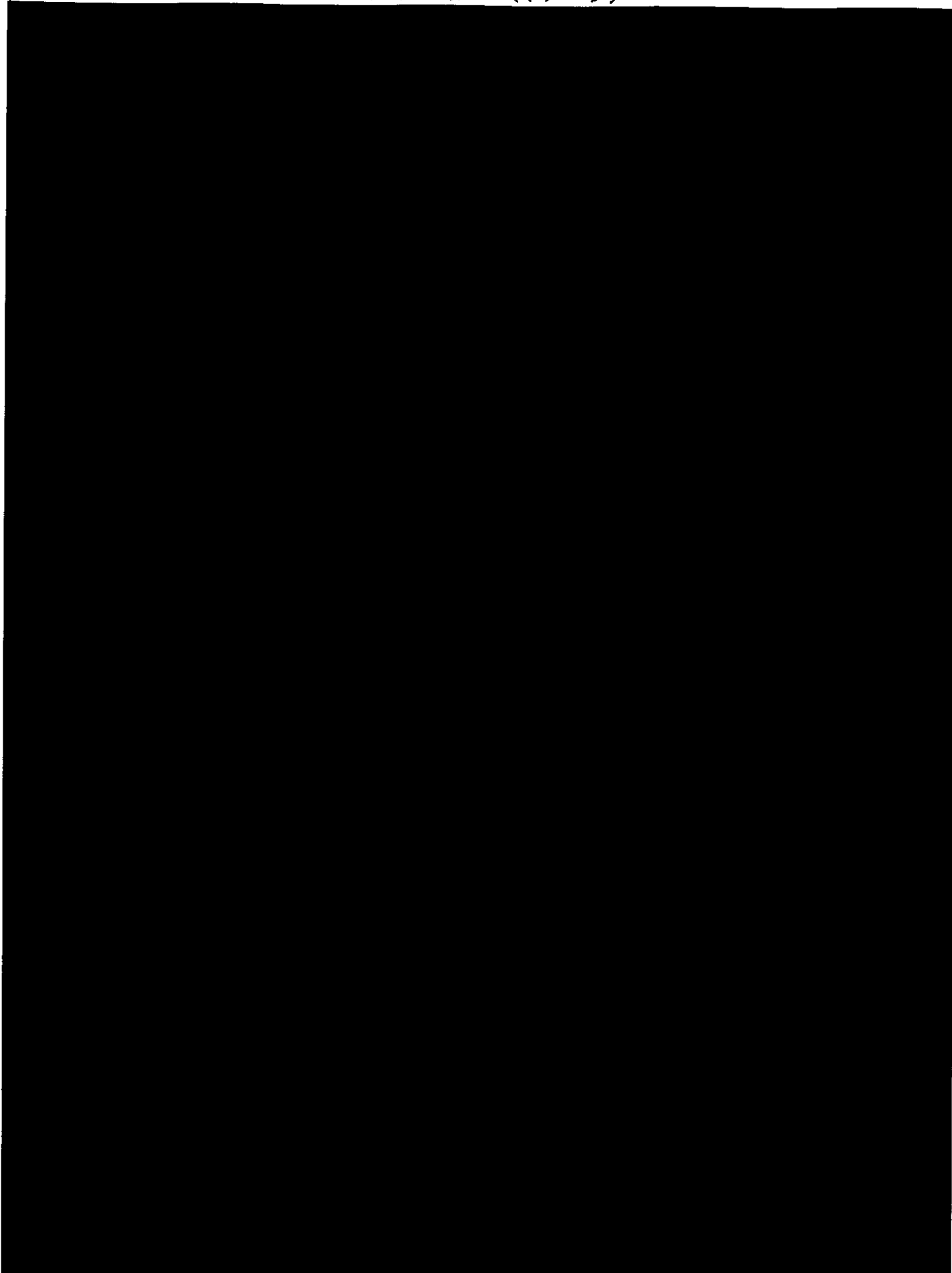
調 査 票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

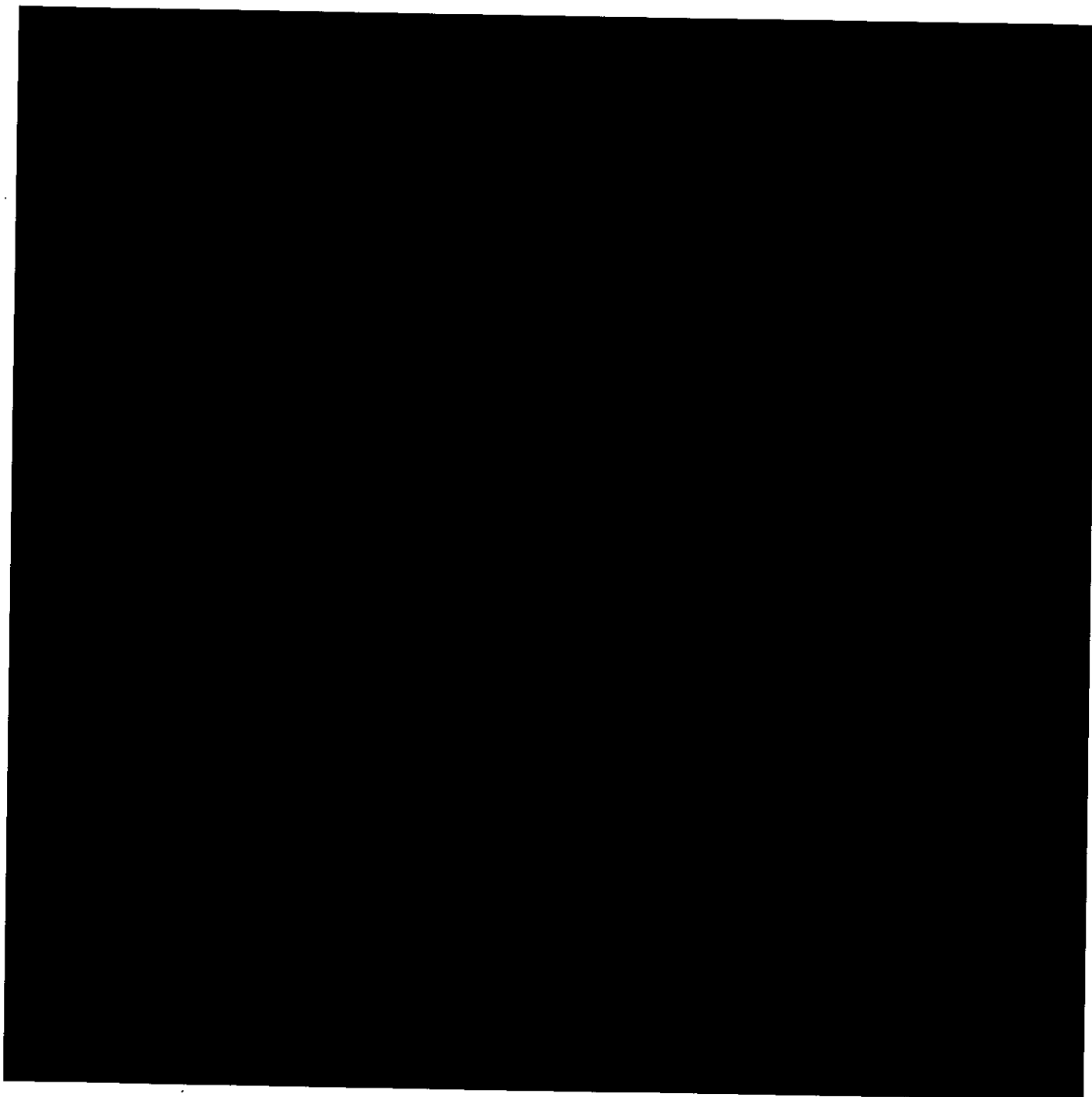
調査票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)



調 査 票 (イメージ)

同意書（イメージ）





秘密保全法制に関するコメント

1 条文案

(1) 第7条

ア 第1項

「その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合」には適正評価が免除されるとある。「その他政令で定める職」の具体的内容は、今後の政令における検討事項と理解するも、外部有識者を公務員に任命し、右が機微な外交機密に接することが想定されるような場合（例：外交機密の開示／不開示を審査する内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員）には、適正評価が行われることが望ましく、係る免除は厳格に行われる必要があると考えるので、政令策定の際には十分考慮ありたい。

イ 第6項

以下の下線部を追加ありたい。

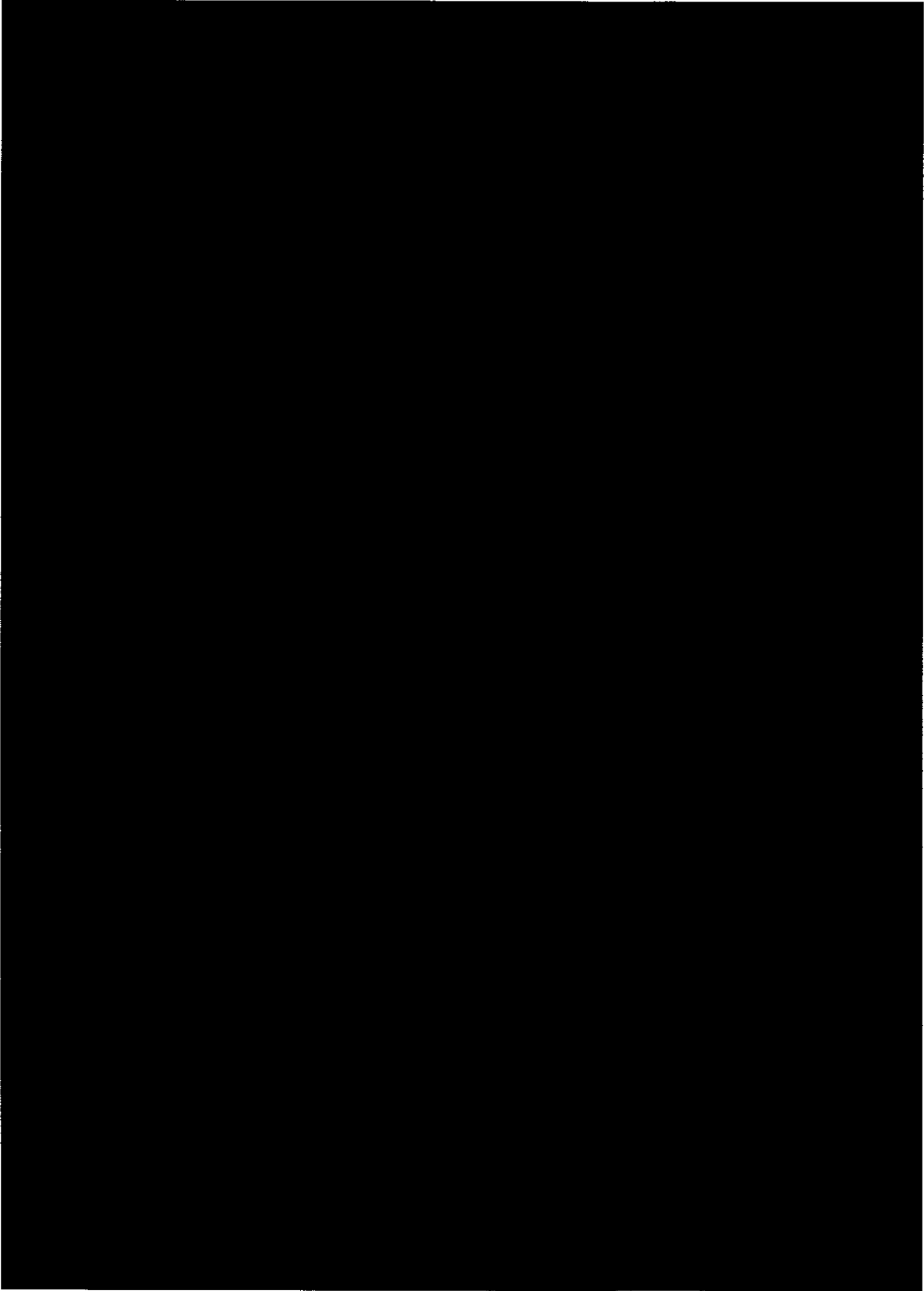
行政機関の長は、適正評価を行ったときは、適正を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

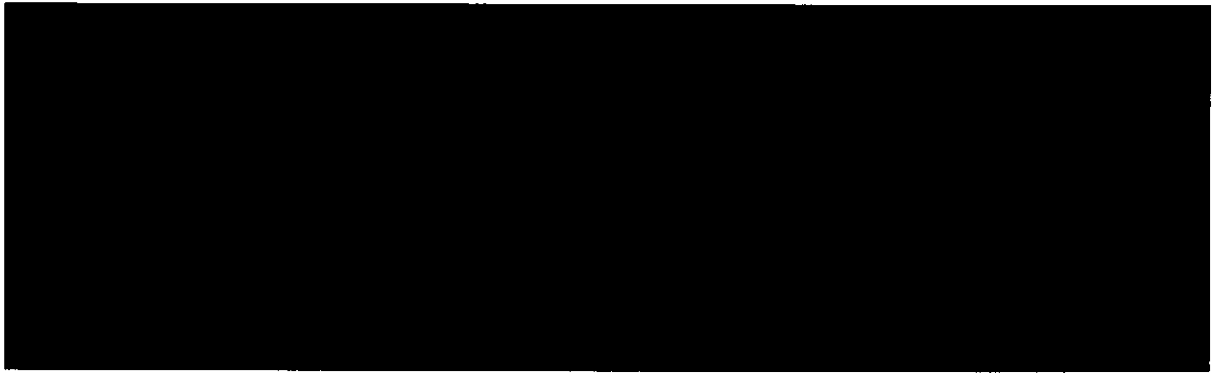
【理由】

対象職員が特別秘密を扱うポストを希望・応募していない場合でも、人事当局から人事配置の必要性に基づき適正評価の実施について同意を求められることは少なくない。こうした場合、対象職員が適正評価の結果通知を希望しないケースも考えられ、かつ、結果の通知を行わなくても人事配置上の支障が生じないことから、第7項と同様の規定ぶりとするのが適当。

(適正評価調査票(イメージ)も右にあわせて修正すべき。)

2 適正評価調査票(イメージ)について

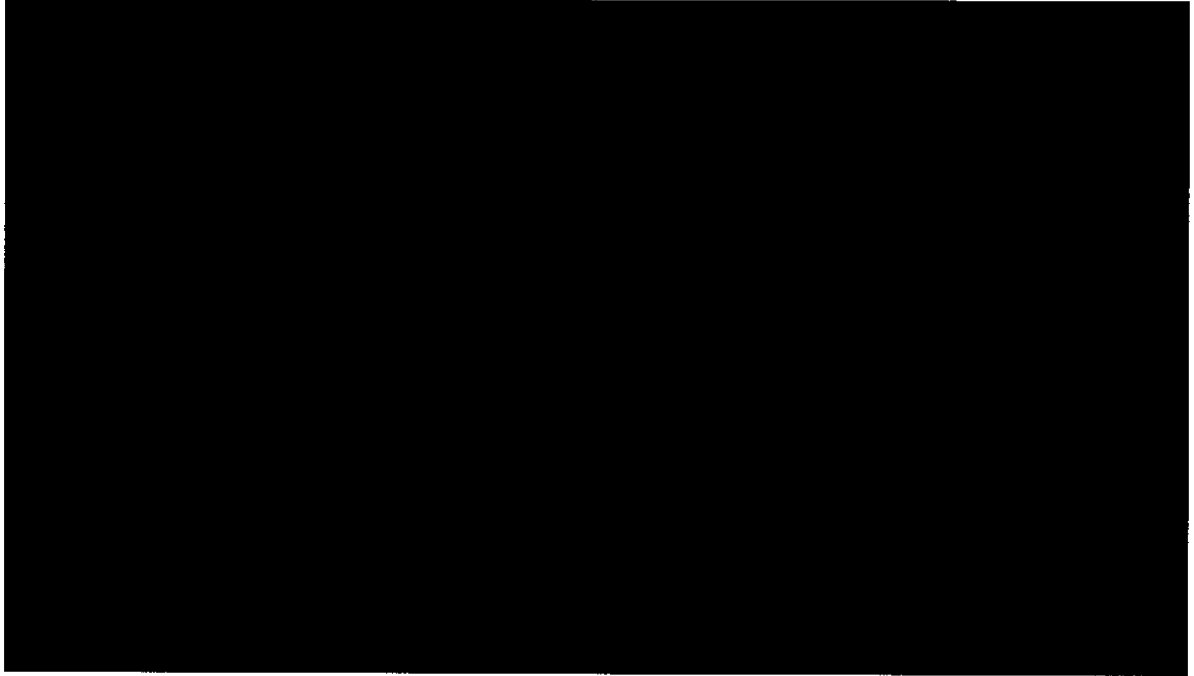




)

(了

(5) 調査票 (イメージ) について



(7)

(5) 調査票 (イメージ) について



(7)

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1)「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2)「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号)

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

(参考2)

衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月八日 答弁第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。(以下略)

(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣(菅直人君)

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣(野田佳彦君)

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから<sup>(注4)</sup>、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティー・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

- (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)  
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
- (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)  
(NATOは、我が国を始めとする35以上\*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)  
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
- (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)  
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

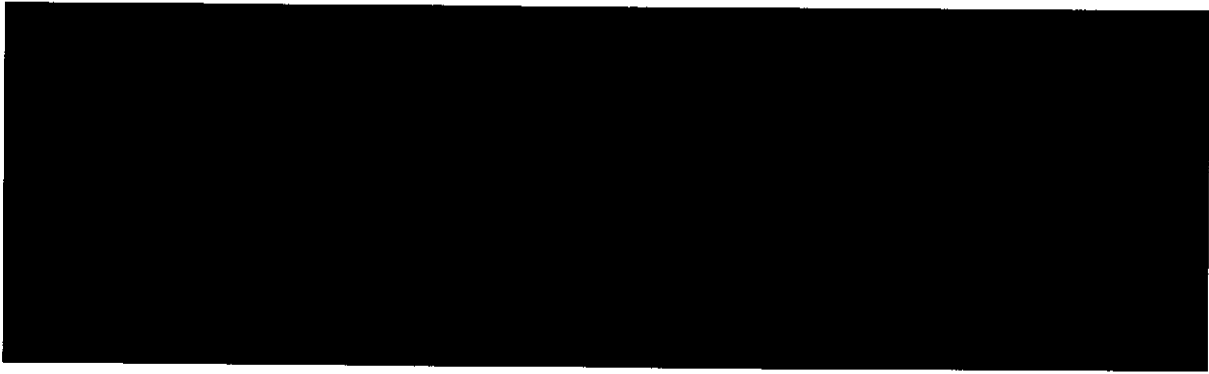
2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

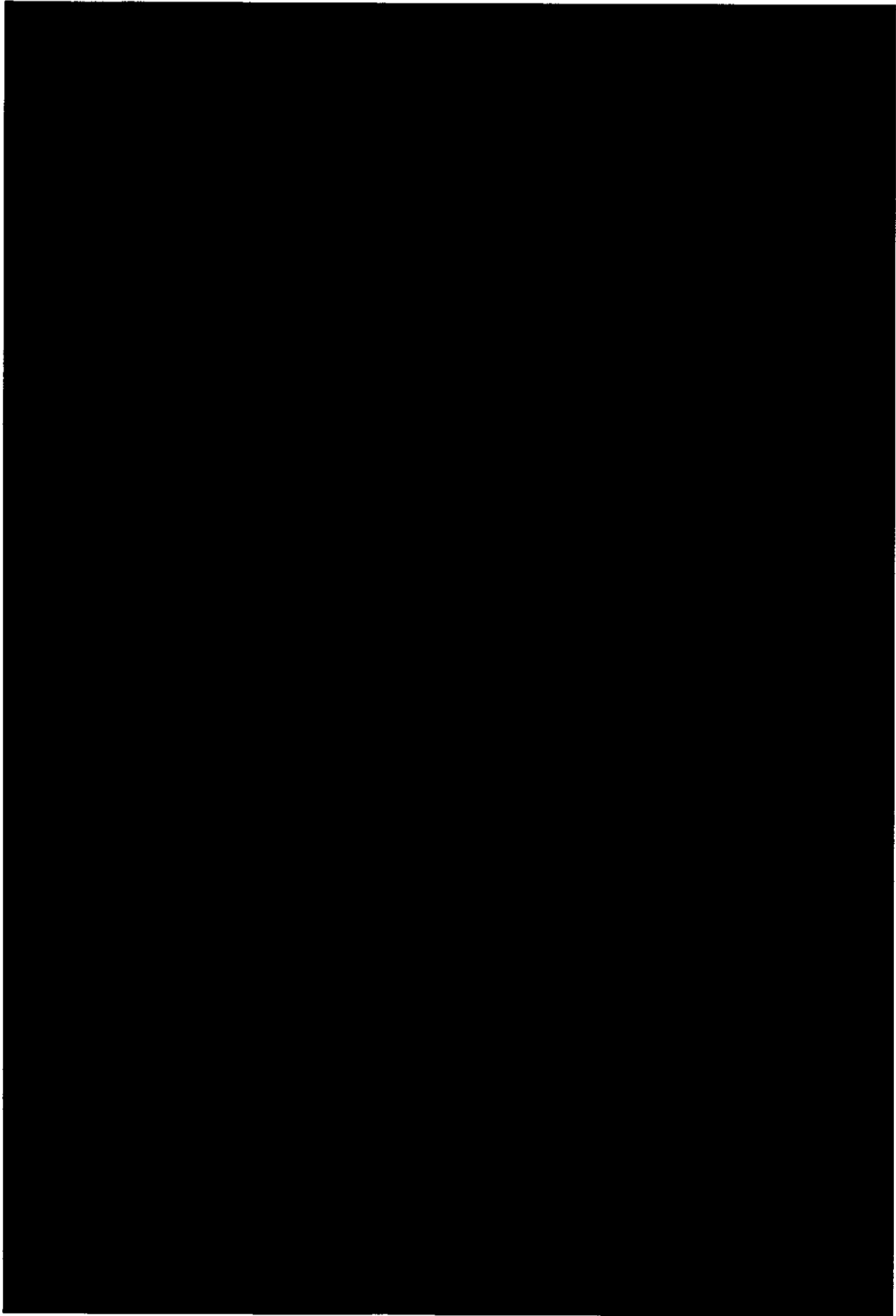
3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

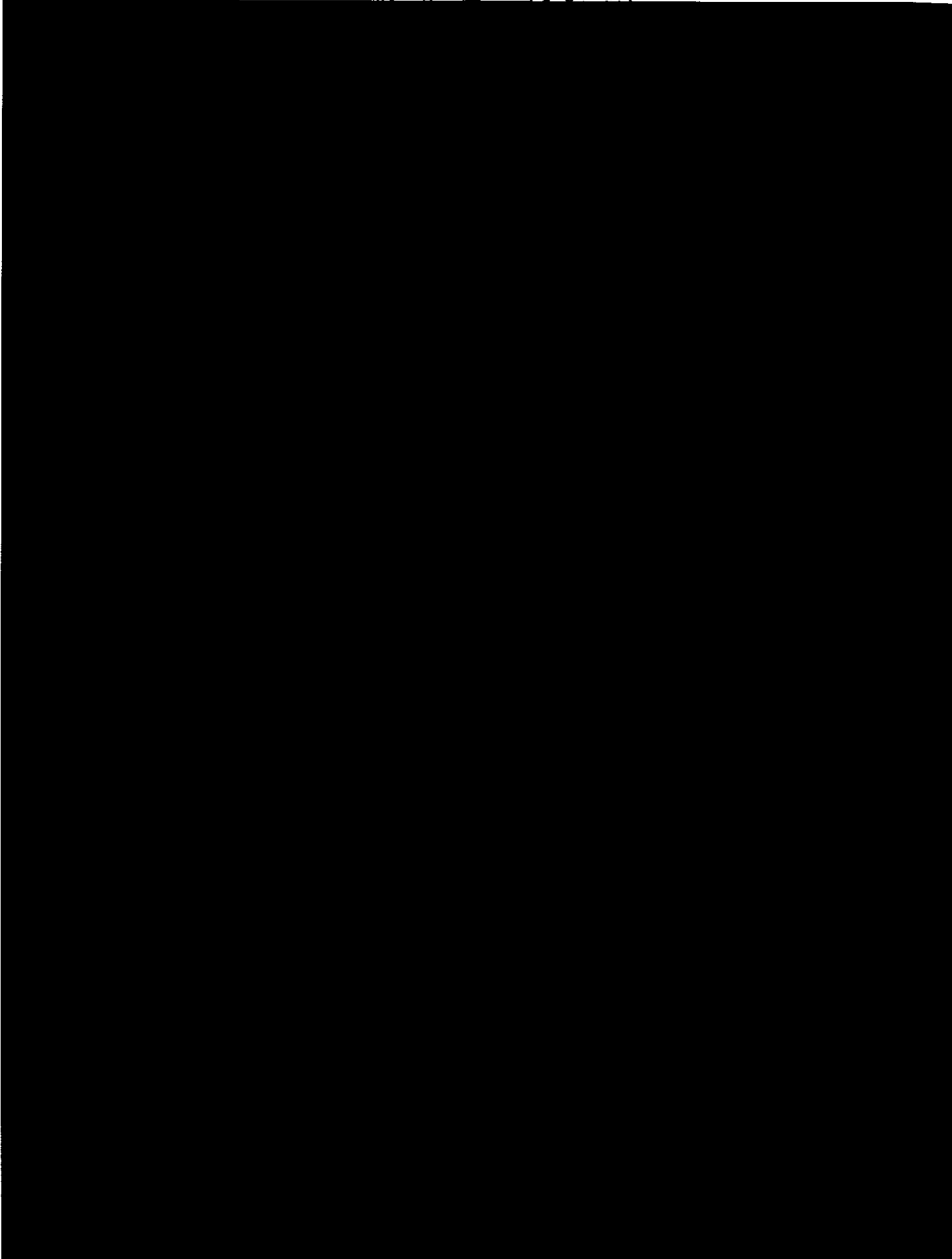
「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))





(了)

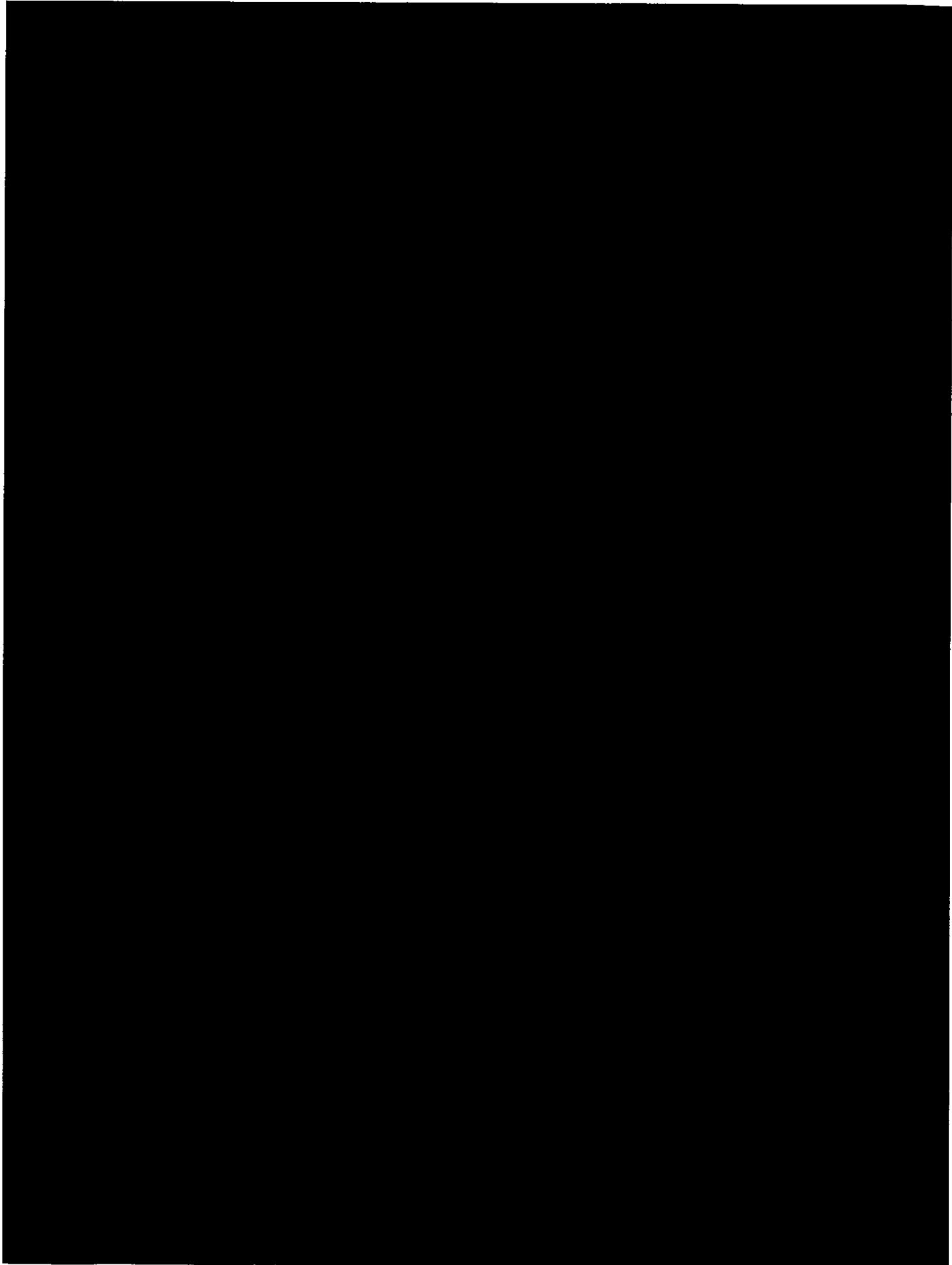




調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

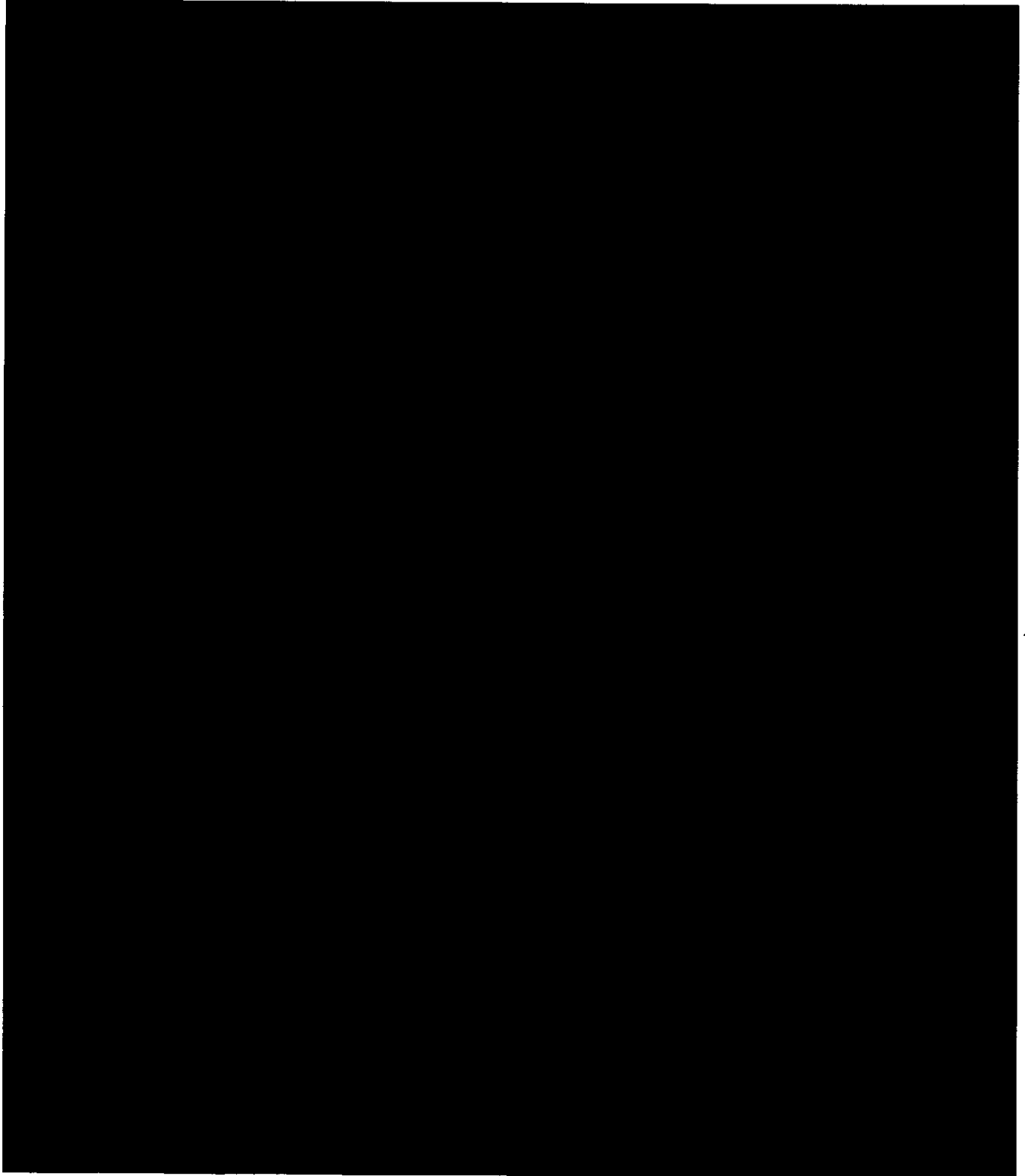


調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)



同意書（イメージ）



問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1)「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2)「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号)

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

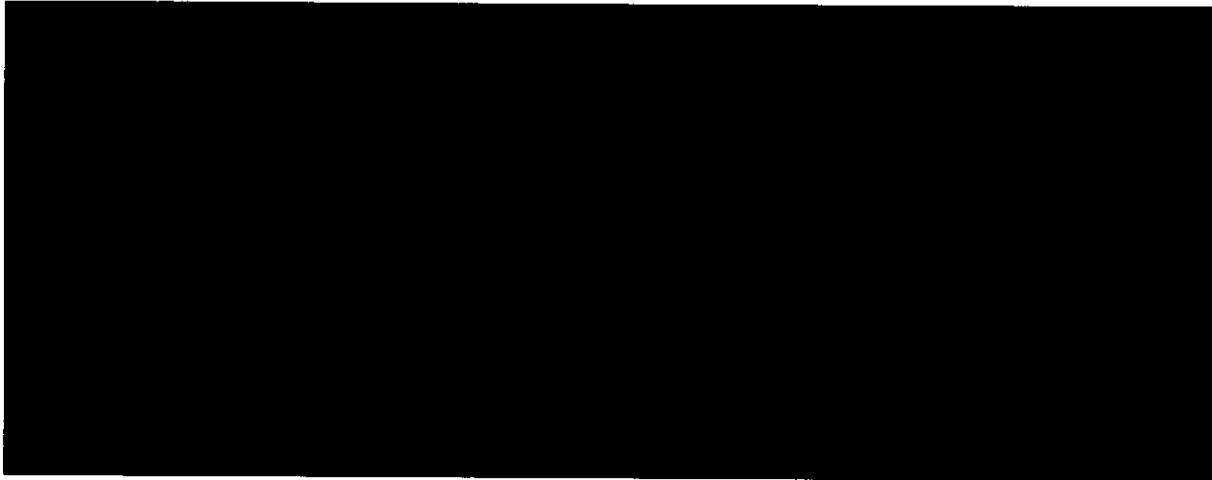
(参考2)

衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月八日 答弁第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。(以下略)



(  
**(参考) 国会における発言**

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣(菅直人君)

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣(野田佳彦君)

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから<sup>(注4)</sup>、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティー・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

- (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)  
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
- (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)  
(NATOは、我が国を始めとする35以上\*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)  
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
- (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)  
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

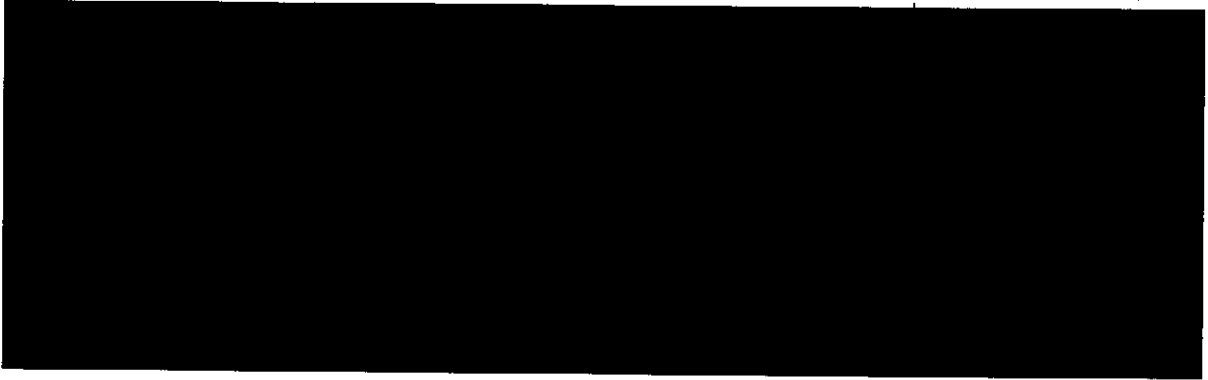
2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))

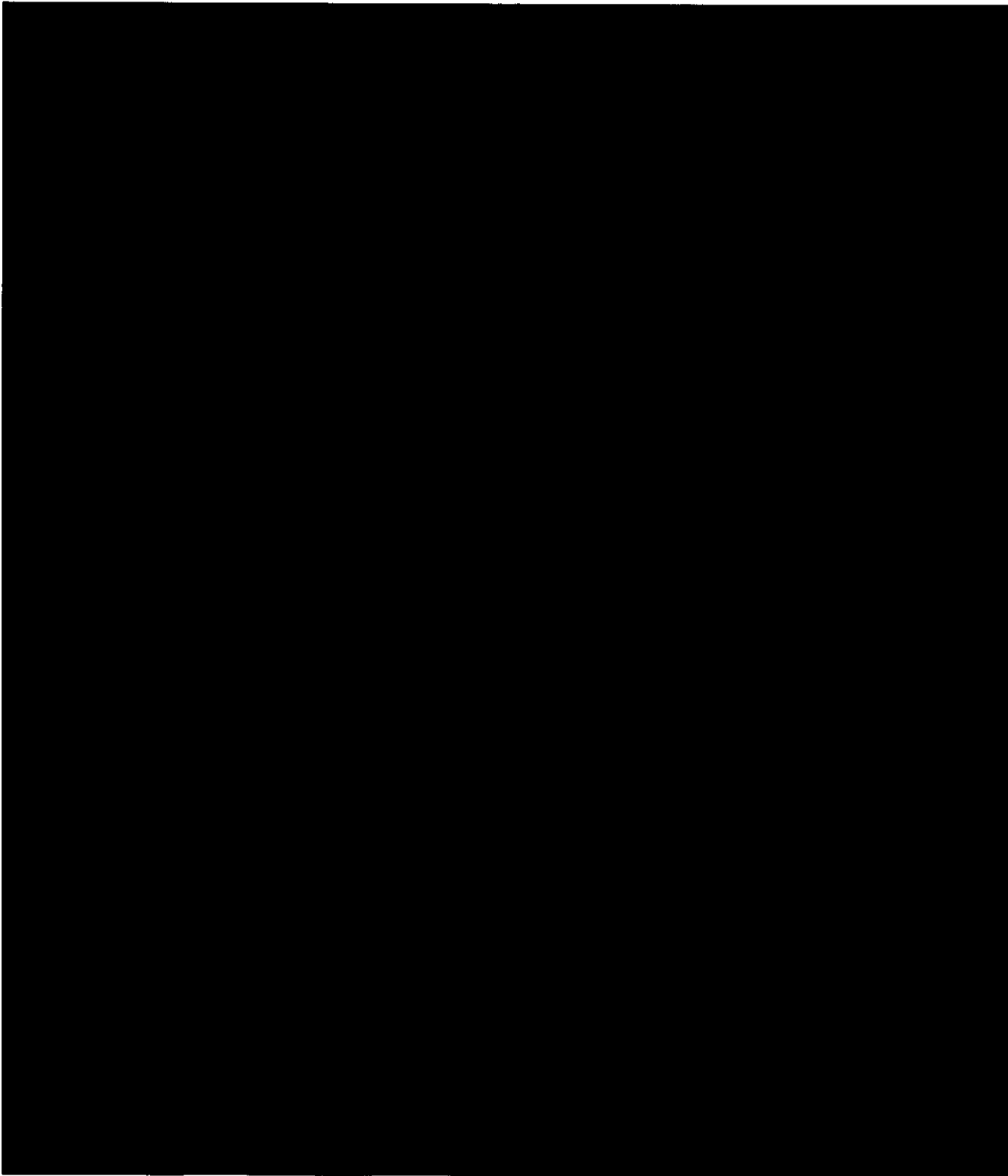
11/11/18

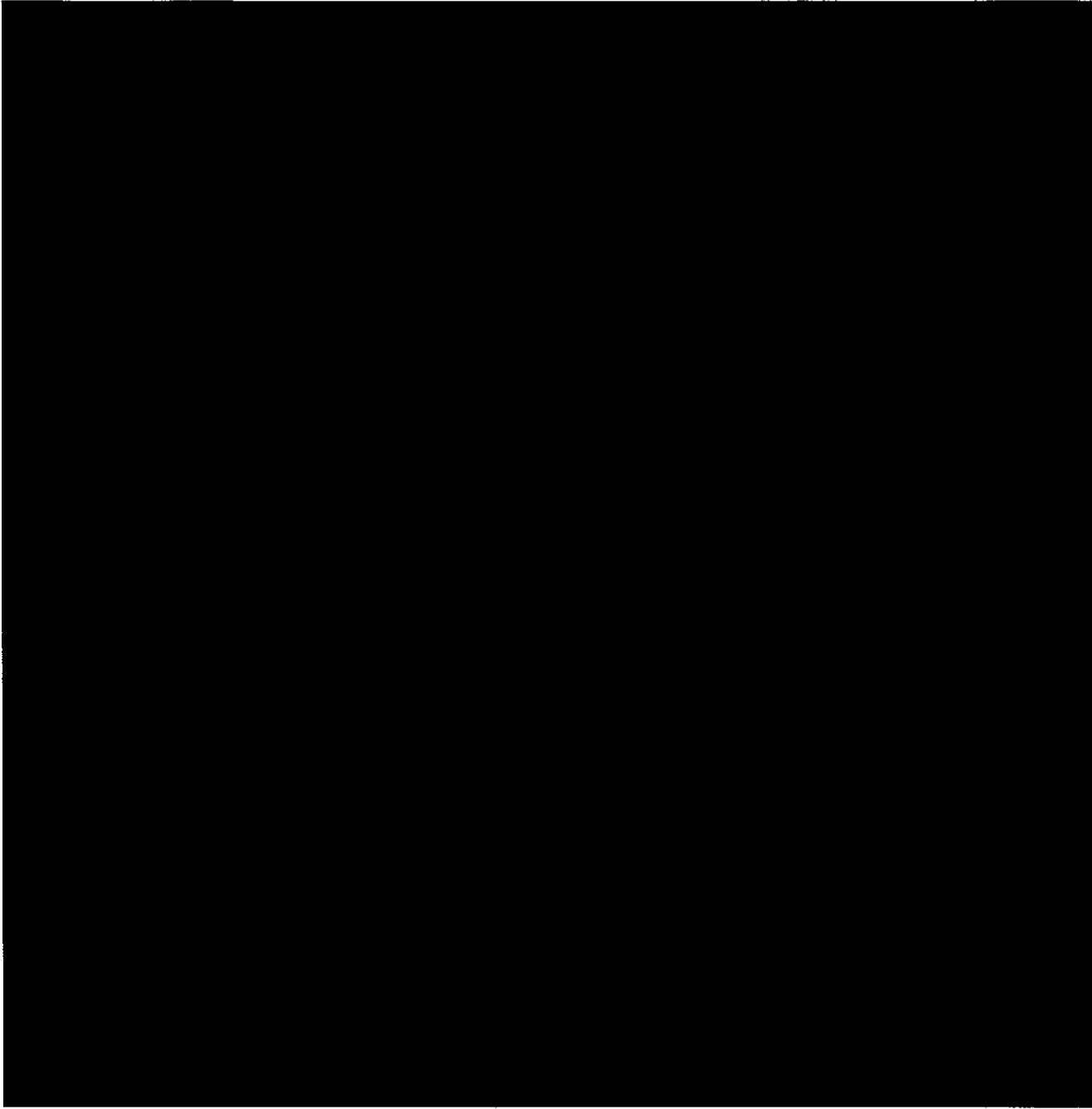


(7)

結果の通知の要否と人事配置上の支障との関係が必ずしも明らかでないが、対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合には、行政機関の長は対象職員にこれを通知しない旨の規定を追加することとする。

## 2 適正評価調査票（イメージ）について

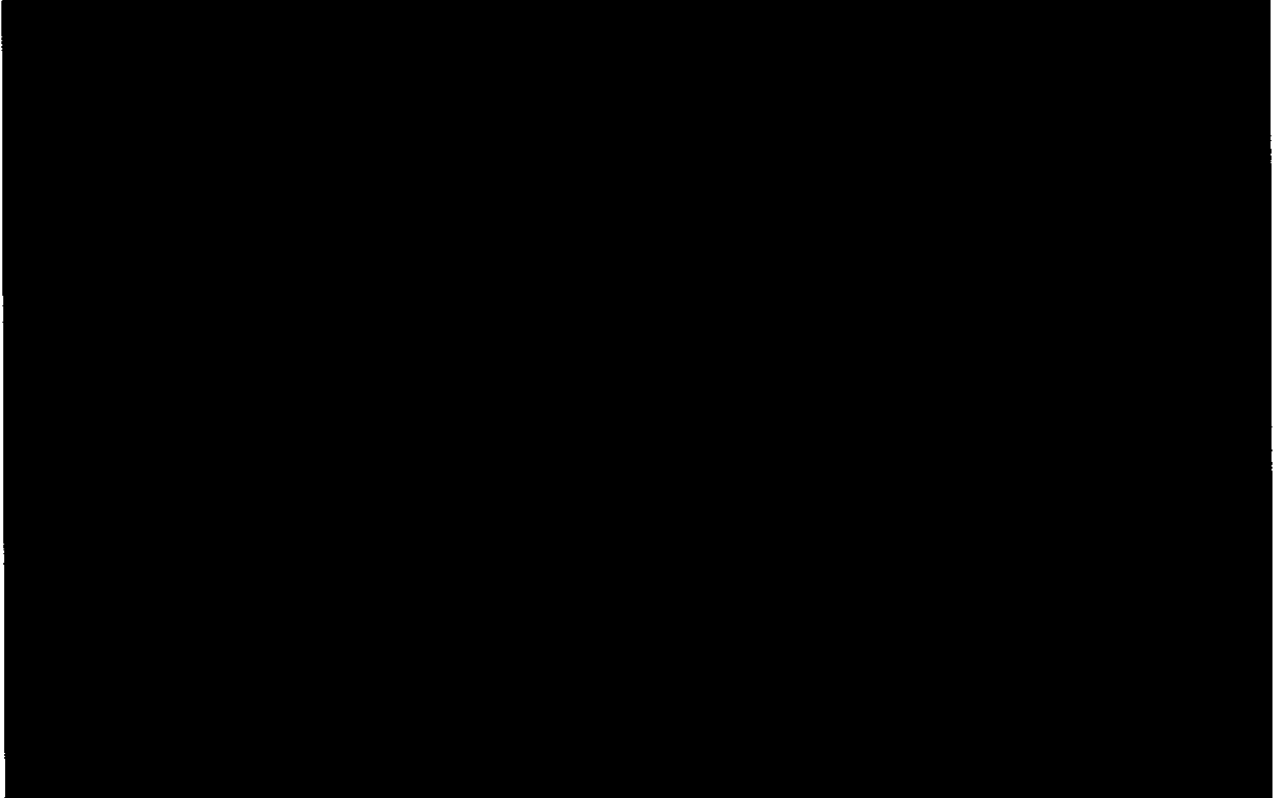




(丁)

等を考慮し、各行政機関が適性評価を行う部門を適切に判断することとなると考えている。

(5) 調査票（イメージ）について





○ イギリス



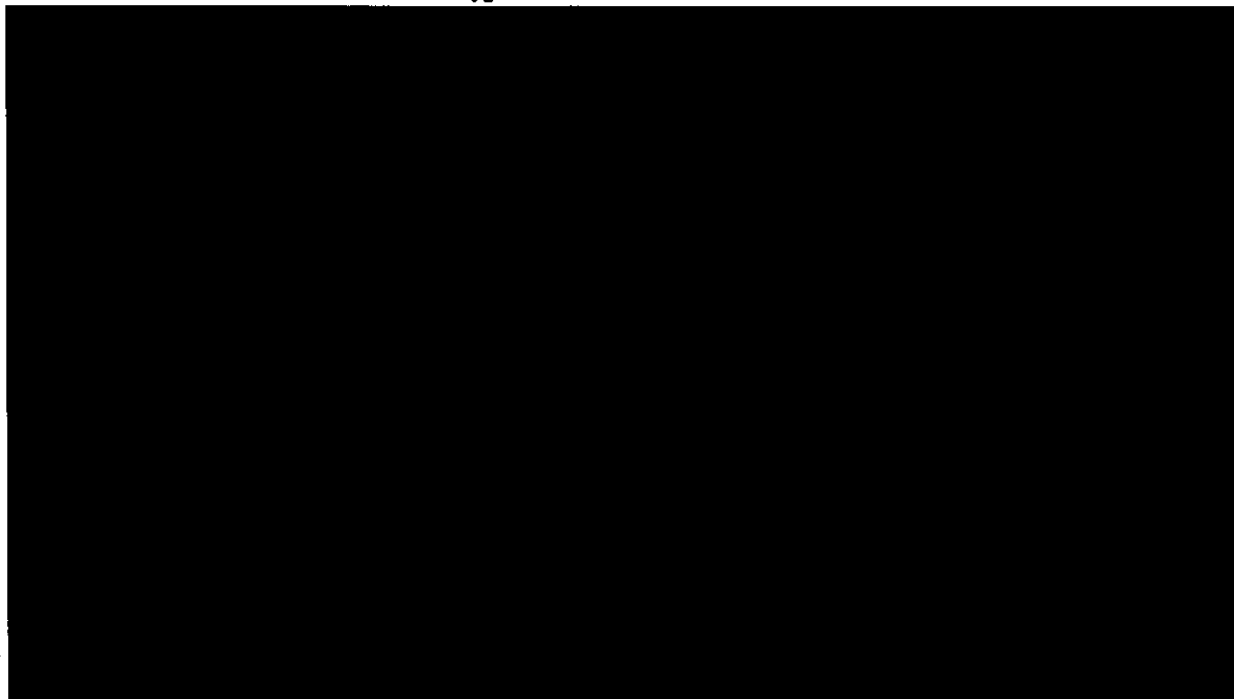
- ・ 1989 年国家機密法違反の罪（ただし同法 8 条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法 11 条(4)により、1920 年国家機密法 8 条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが国家の安全を損ねるおそれのある場合、検察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則 16.10 による。

※ 1989 年国家機密法 11 条(4)

「1920 年国家機密法 8 条(4)（国の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の 8 条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」

※ 1920 年国家機密法 8 条(4)

「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911 年国家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは 1911 年国家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、検察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が国の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でなければならない。」



## ○ ドイツ

## ※ ドイツ刑事訴訟法第 96 条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

## ※ ドイツ刑事訴訟法第 172 条

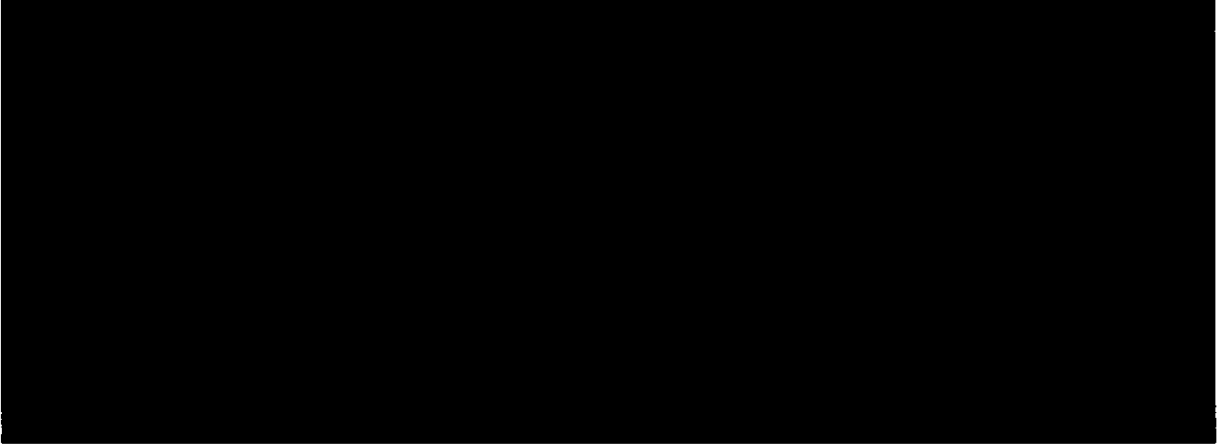
「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

- 1 国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合
- 1a 証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合
- 2 重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合
- 3 私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合
- 4 18 歳未満の者が尋問される場合」

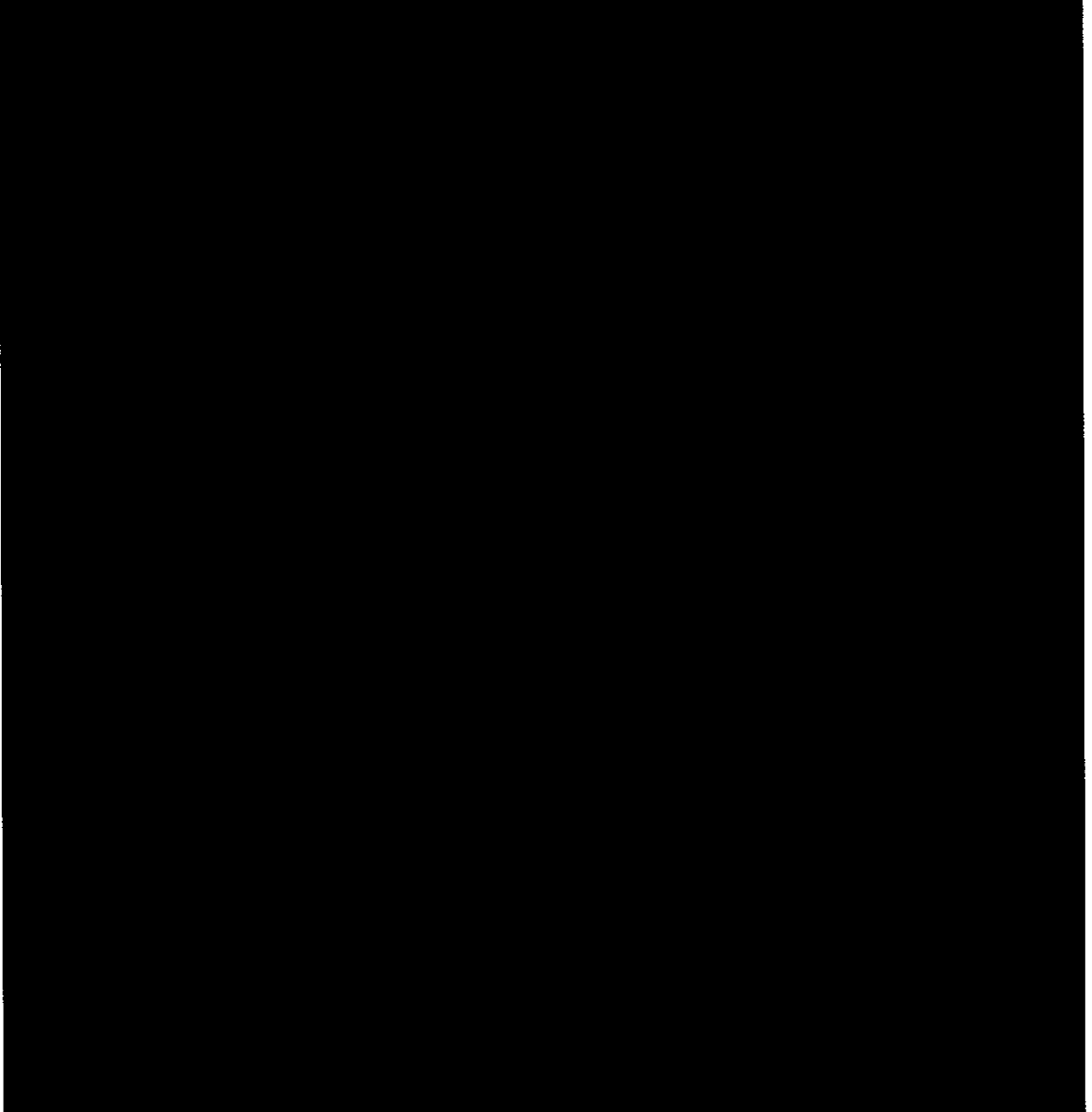
## ※ ドイツ刑事訴訟法第 171b 条

- 「(1) 手続の参加者、証人又は不法行為（刑法第 5 番 11 条(1)）の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。
- (2) (1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。
- (3) (1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

○ フランス

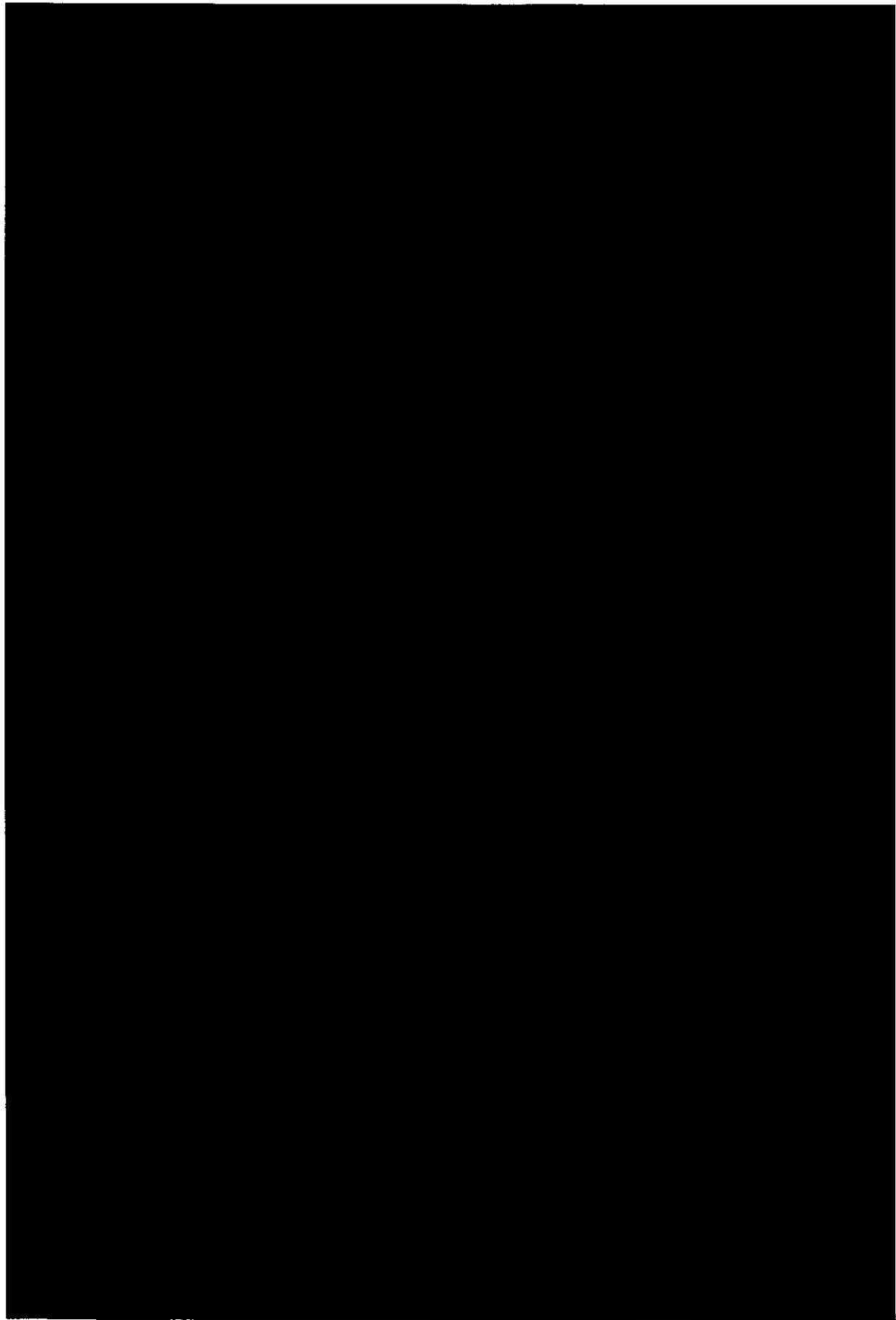


○ アメリカ

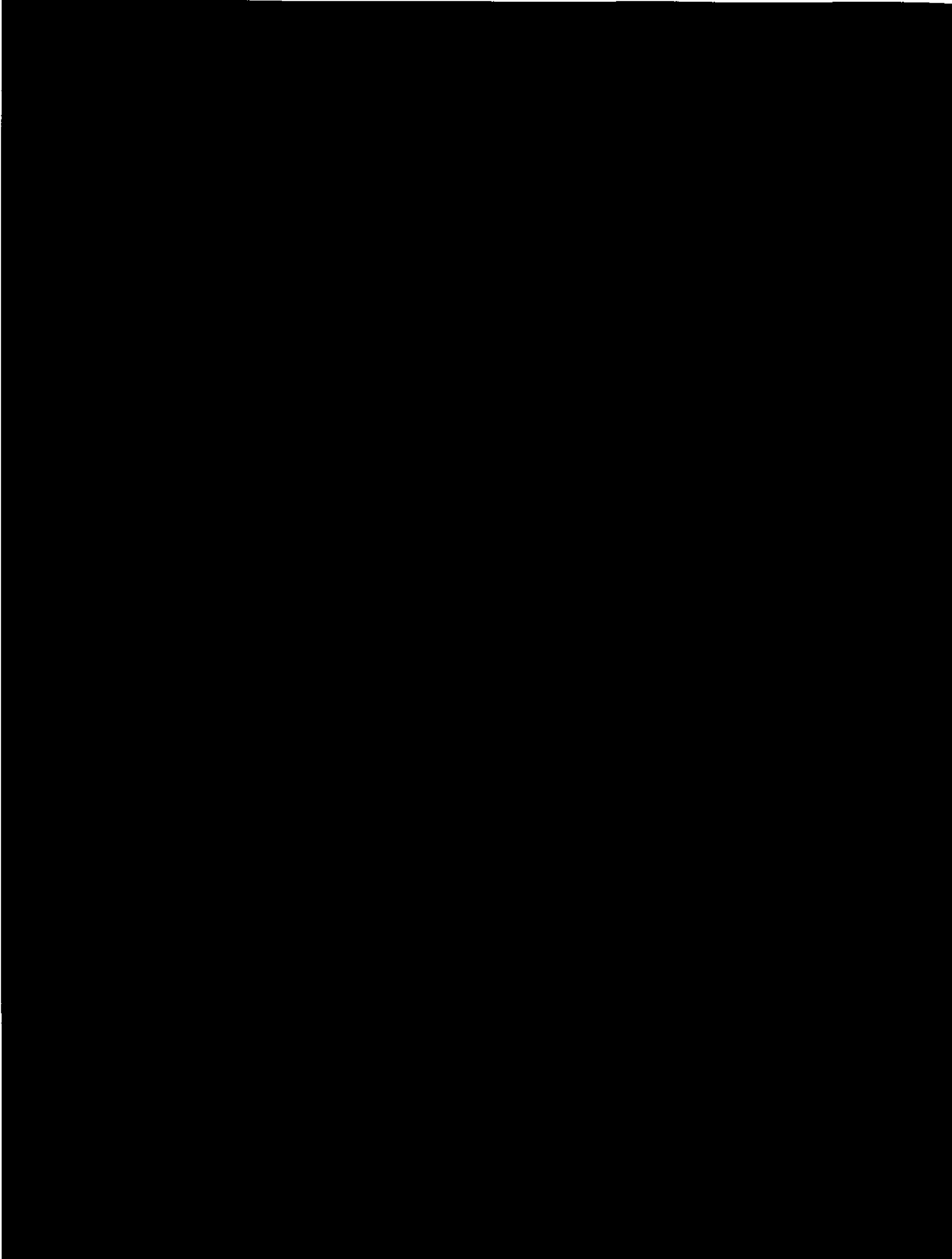


「 連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法 (Classified Information Procedure Act) を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要は、次のとおりである。

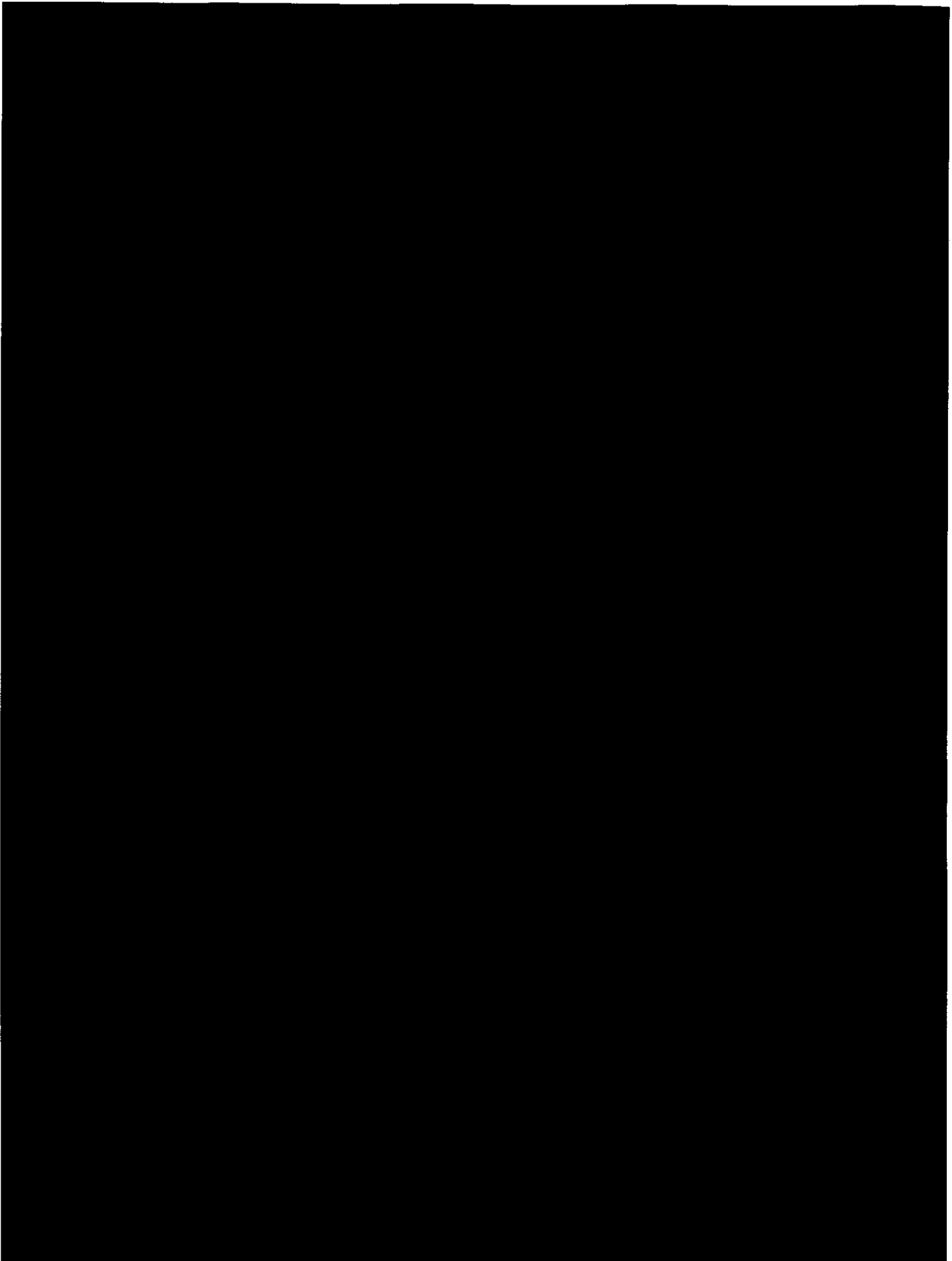
刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる (五条 (a) (b) 項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開 (in camera) で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする (六条 (a)、(c)-(e) 項)。秘



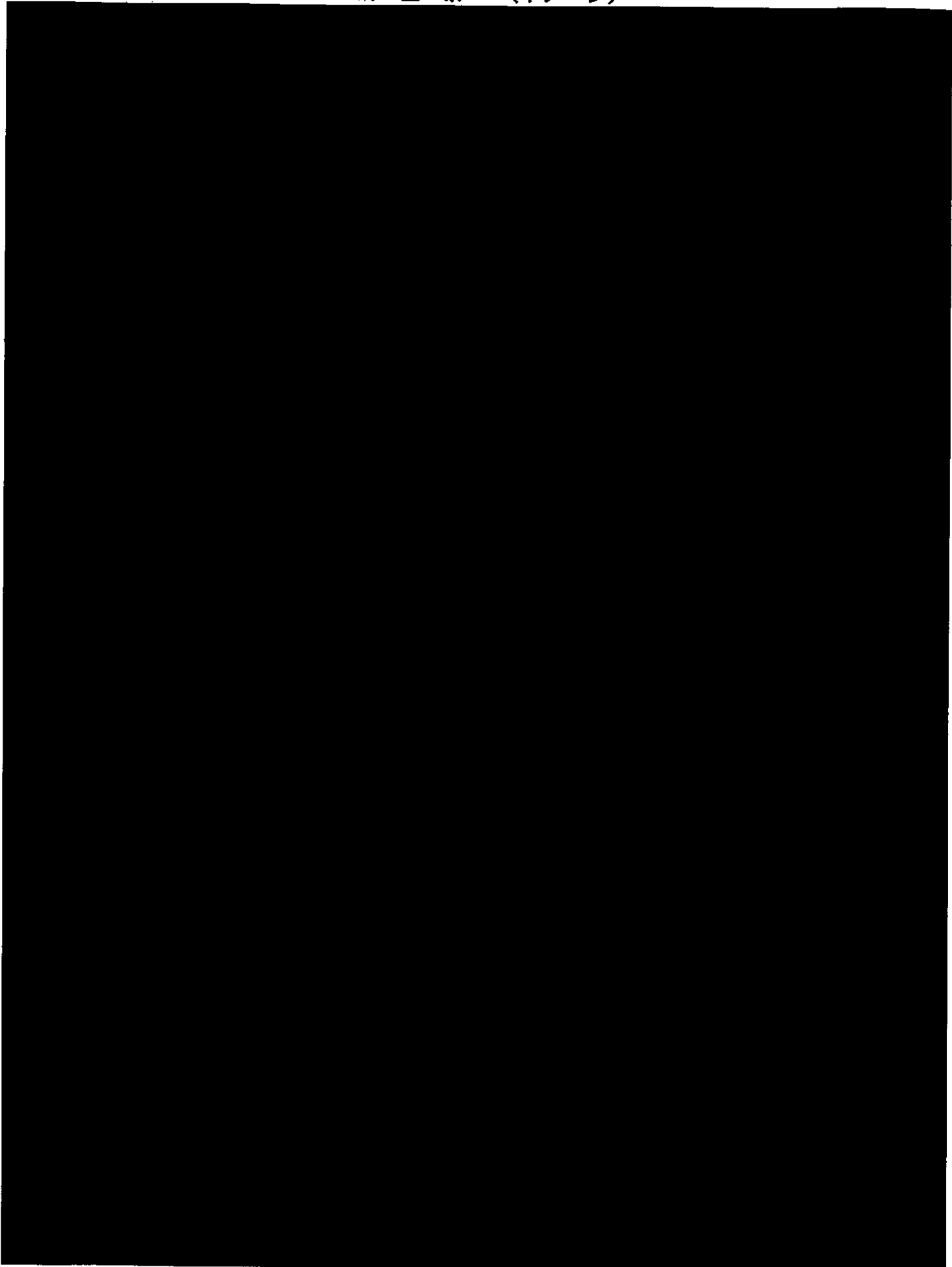
調 査 票 (イメージ)



調 査 票 (イメージ)



調 査 票 (イメージ)

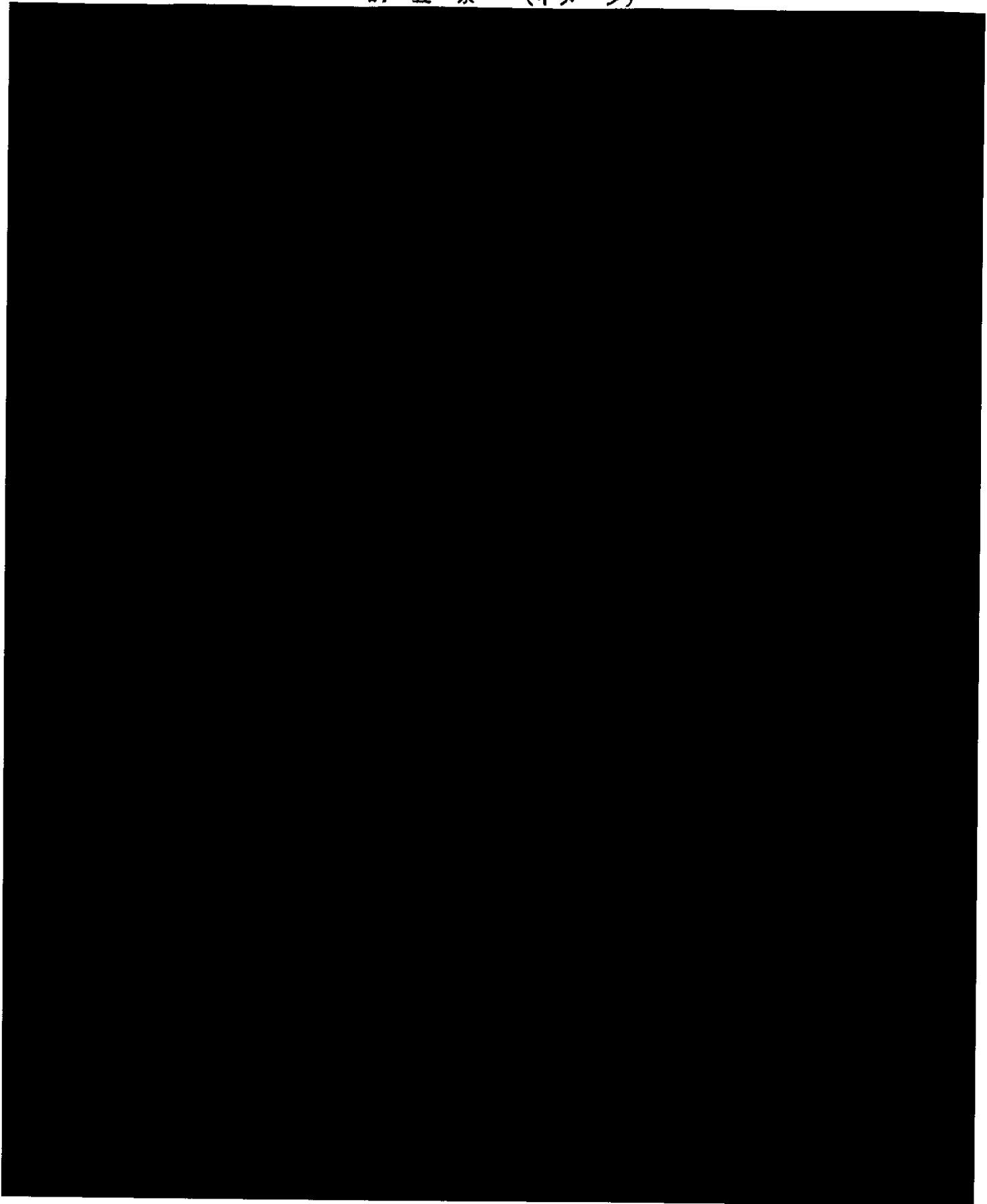




調査票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)



同意書（イメージ）

